

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士事業本部

「2022 こう書け！ 民法」中の誤植の訂正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2022 こう書け！ 民法」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、下記を参照の上、訂正の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

2022 こう書け！ 民法		
頁・行	誤	正
目次 ix	134 借地上建物への譲渡担保権設定と 転賃	134 借地上建物への譲渡担保権設定と 賃借権の譲渡
28 頁 「あてはめ」 1 行目	したがって、善意無過失 <u>である</u> Cは、	したがって、善意無過失 <u>であれば</u> 、Cは、
36 頁 「コメント」 1 行目	なお、改正により、96 条 2 項の「 第三者 」 の主観的要件として、	なお、改正により、96 条 2 項の「 相手方 」 の主観的要件として、
37 頁 「あてはめ」 1 行目	本問では、A が相手方 C の真意を知り ま たは知ることができた場合	本問では、A が相手方 C の意思表示が C の真意ではないことを知り または知る ことができた場合
280 頁 論点名	134 借地上建物への譲渡担保権設定と 転賃	134 借地上建物への譲渡担保権設定と 賃借権の譲渡
291 頁 「問題提起」 3 行目	軽微な 債務不履行があっただけでも、	何らかの 債務不履行があっただけでも、
292 頁 「問題提起①」 3 行目	軽微な 債務不履行があっただけでも、	何らかの 債務不履行があっただけでも、

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、どうか宜しく願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具



0 000621 223208

FU22320